

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III-米国・地方公共事業債ファンド

販売用資料

2021年7月9日



足元の運用状況と米国地方公共事業債の魅力

平素は「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ – 米国・地方公共事業債ファンド」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当レポートでは、投資対象ファンドの実質的な運用を行うニューバーガー・バーマン等からのデータ・コメントを基に、足元の運用状況等をご報告申し上げます。また、米国地方公共事業債の魅力をあらためてご紹介します。

足元の運用状況

当ファンドの税引前分配金再投資1口当たり純資産価格は、2020年は2~3月のコロナショック前後、上下に大きく変動しました。また、同年10月および2021年2~3月には米国金利が一時的に急上昇したことなどを受けて純資産価格は下落しましたが、その後は回復しています。2021年6月30日現在では116.77米ドルと、当ファンド設定時から16.8%上昇しました。

分配金は、2017年1月12日の第1回分配宣言日以降、**毎月0.10米ドル**をお支払いしています。<u>設定来累計では5.4米ドル</u>となっています。



- (注1) 1口当たり純資産価格、税引前分配金再投資1口当たり純資産価格は、ファンドに係る報酬・費用等控除後です。
- (注2) 税引前分配金再投資1口当たり純資産価格は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の1口当たり純資産価格とは異なります。
- (出所) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成
- ※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は管理会社が分配方針に基づき1口当たり純資産価格の水準等を勘案して決定します。ただし、管理会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ※ ファンド換金時には費用・税金などがかかる場合があります。くわしくは最終ページおよび投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

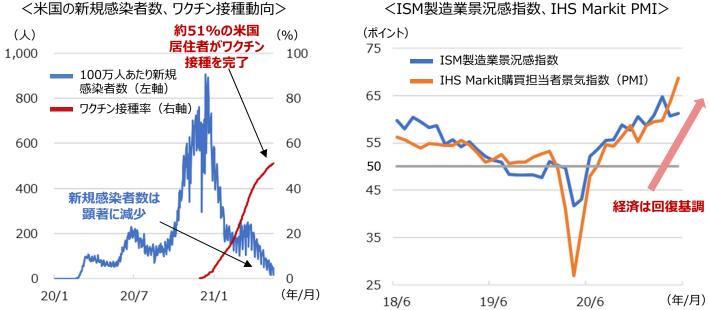


米国地方公共事業債の魅力:米国経済の回復と財政支援がプラス要因

新型コロナウイルスの状況および足元の経済動向(米国)

POINT

- ・米国ではワクチン接種の進展により新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、経済の回復がみられます。
- 経済の回復を受けて州・地方政府の税収が増加すれば、米国地方公共事業債のパフォーマンスにプラス要因になるとみられます。



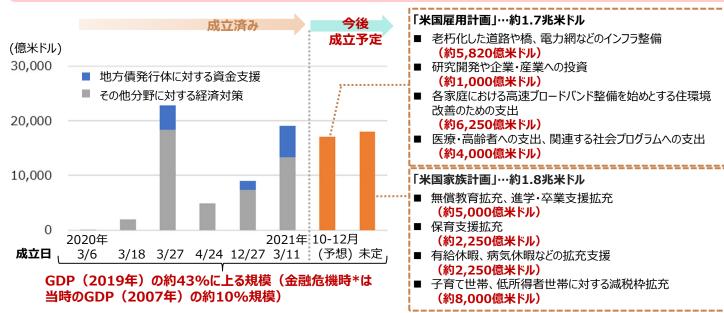
(注) データは左グラフが2020年1月22日~2021年6月7日、日次。右グラフが2018年6月~2021年5月、月次。

(出所) ニューバーガー・バーマンのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成

米国における財政政策

POINT

・州・地方政府は連邦政府からの資金支援でインフラ整備を進める見込みであり、米国地方公共事業債のファンダメンタルズを下支 えするとみられます。



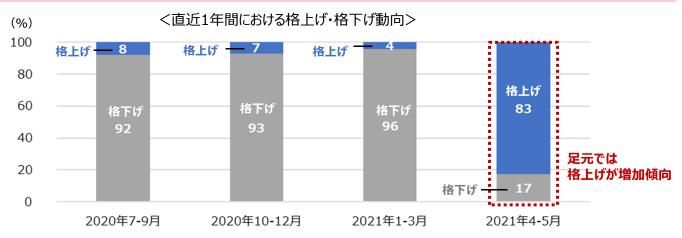
- *2008年における銀行への公的資金注入および自動車会社への資金支援(約7,000億米ドル)、2009年におけるインフラ投資および失業保険の拡充を含む景気対策(約7,800億米ドル)。
- (出所)ニューバーガー・バーマンのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成
- ※ 上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



米国地方公共事業債の魅力:格付けの引上げが増加傾向

POINT

経済環境の好転等を背景に、足元、米国地方公共事業債の格付けは引上げが増加傾向にあり、今後、信用力の改善に伴い価格の 上昇が期待されます。



- (注1) データは2020年7月~2021年5月。
- (注2) 米国課税地方債市場インデックス(Bloomberg Barclays U.S. Municipal Bond Taxable Index)の2021年5月末時点における構成銘柄のうち、格下げが生じた銘柄の各月末時点における構成比率をもとに格下げ比率を算出した上で、累積したもの。なお、同一銘柄につき、一度に複数段階の格下げが生じた銘柄も一件の格下げとして集計。また同一銘柄につき、月をまたいで複数回の格下げが生じた場合には、それぞれ別の格下げとして集計。

(出所) ニューバーガー・バーマンのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成

米国地方公共事業債の魅力:今後見込まれる需給環境の改善

POINT

- ・非課税債による事前借換操作*が復活した場合、当ファンドの主な投資対象である課税債の需給環境は一層の改善が見込まれます。
- ・上記操作が復活しない場合でも、既に足元までの低金利局面において課税債を活用した事前借換操作が前倒しで行われたこと等か ら、2021年は課税債の新規発行額が減少する見込みです。
- ・これらのことから、課税債の魅力が高まり、当ファンドのパフォーマンスの追い風となる見通しです。



*事前借換操作

- 事前借換操作とは、既発行の債券の満期前に、新たな債券を発行して、前倒しで借換を行う発行体の動きです。
- トランプ政権時に、非課税債を使用した事前借換操作が禁止されたことから、発行体は課税地方債を使用して事前借換操作を実施しました。
- 現在、<u>非課税債を使用した事前借換操作の復活</u>が検討されており、実現した場合には課税地方債市場の供給額が大きく減少し、需給的な支援材料となる可能性があります。
- (注) データは2011年~2021年、2021年はニューバーガー・バーマン予想値。
- (出所) ニューバーガー・バーマンのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成
- ※ 上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



米国地方公共事業債の魅力:中長期的な金利上昇局面では堅調なパフォーマンス

POINT

過去の金利上昇局面においても、米国地方公共事業債は概ね堅調なパフォーマンスとなっています。

金利上昇局面における地方債のパフォーマンス

<米国地方債インデックス・米国10年国債利回りの推移>



*米国地方債インデックスは2001年5月末を10,000として指数化。

<主な金利上昇局面におけるパフォーマンス>

局面①	リターン	5.8%
2003/5/31	ドローダウン	▲3.0%
~2006/6/30	回復期間	4ヵ月
局面②	リターン	0.7%
2012/7/30	ドローダウン	▲2.7%
~2013/12/31	回復期間	10ヵ月
局面③	リターン	0.2%
2016/7/31	ドローダウン	▲3.3%
~2018/10/31	回復期間	9ヵ月

<累積リターン・年率リターン>

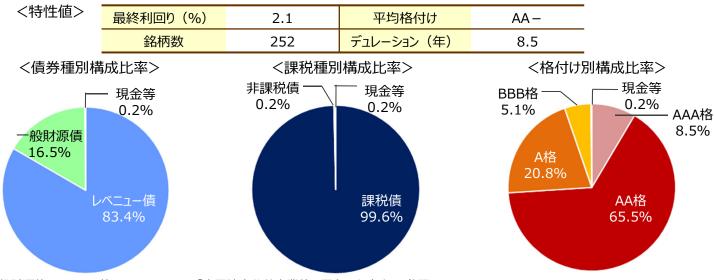
運用期間(年/月末)	5年累積リターン	年率リターン
01/5~06/5	22.3%	4.1%
06/5~11/5	28.4%	5.1%
11/5~16/5	15.6%	2.9%
16/5~21/5	13.4%	2.5%

(注) データは2001年5月末~2021年5月末、月次。米国地方債インデックスは以下を1/3ずつ組み合わせた合成インデックス: ICE BofA 1-3 Year US Municipal Securities Index、ICE BofA 3-7 Year US Municipal Securities Index、ICE BofA 7-12 Year US Municipal Securities Index。

(出所) ICE Data Indices,LLC、ニューバーガー・バーマンのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成

※ 上記は過去の実績であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ポートフォリオ概況(2021年5月末現在)



- ※一般財源債とレベニュー債については5ページ「米国地方公共事業債の固有の留意点」を参照。
- (注1) 特性値の最終利回り、平均格付け、デュレーションは、当ファンドの組入投資信託である「インカム・インベストメント・トラストーミュニシパル・コア・ファンド (米ドルクラス) 」をシェアクラスとして含む「ミュニシパル・コア・ファンド」に組み入れられている各債券の数値を加重平均した値。
- (注2) 最終利回りおよびデュレーションは、満期償還日を基に算出。
- (注3) 平均格付けは当ファンドにかかる信用格付けではありません。
- (注4) 構成比率は「ミュニシパル・コア・ファンド」の純資産総額を100%として算出。四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。
- (出所) ニューバーガー・バーマンのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成
 - ※ 上記は2021年5月末現在の「ミュニシパル・コア・ファンド」のデータであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



■ファンドの特色

- 1 主として米国の州·地方政府や空港·上下水道·高速道路·学校などを管理·運営する公共機関が発行する債券(以下「米国地方公共事業債」といいます。)に投資します。
 - 投資運用会社は、米国地方公共事業債に投資を行う投資対象ファンドの受益証券に主に投資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
 - 投資対象ファンドの投資対象は主要格付機関がBBB-以上(投資適格格付け)を付与した銘柄とし、ポートフォリオの平均格付けはA-以上を維持します。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 - 投資対象ファンドの実質的な運用は、米国地方公共事業債の運用に関して豊富な経験と実績を有するニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーが行います。
- 2 毎月12日(取引日ではない場合、翌取引日)の分配宣言日に分配を決定します。分配金は、原則として日本における販売会社へのファンドからの入金から起算して4国内営業日目(毎月21日頃)に支払われます。
 - 分配方針

原則として、インカム等収益および売買益等から、管理会社が1口当たり純資産価格の水準等を勘案して分配金額を決定します。但し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ファンドの主なリスクおよび留意点

1口当たり純資産価格の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、1口当たり純資産価格は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。
- ※ 1口当たり純資産価格の変動要因は、下記に限定されるものではありません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

<主な変動要因>

価格変動リスク(債券市場リスク)

債券の価格の下落は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。また、実質的にファンドが投資する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

価格変動リスク(信用リスク)

債務不履行の発生等は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

なお、後述の「米国地方公共事業債の固有の留意点」もご参照ください。

為替変動リスク

ファンドは、米ドル建て資産に投資するため、米ドル貨から投資する場合には、為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

米国地方公共事業債の固有の留意点

米国地方公共事業債は、元利金の返済原資の違いにより「一般財源債」と「レベニュー債」に大別されます。

<一般財源債>

一般財源債は、起債する発行体(州・地方政府)の信用力を担保として発行され、発行体が税収等で元利金返済の全責任を負います。発行体の財務状況やその他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合あるいはその可能性が高まった場合には、債務不履行となるあるいは一般財源債の価格が下落することがあります。

<レベニュー債>

レベニュー債は、原則として特定の公共事業(空港、上下水道、高速道路、学校など)から生じる収入を元利金の返済原資として発行され、発行体(公共機関等)の信用力には遡及しません。

発行体の財務状況にかかわらず、特定の公共事業が不振となり、当該レベニュー債にかかる元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合あるいはその可能性が高まった場合には、債務不履行となるあるいはレベニュー債の価格が下落することがあります。

その他の留意点

- ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、基準通貨建てにより表示されるため、円貨から投資した場合、円貨換算した1口当たり純資産価格は、円貨と当該 基準通貨の間の外国為替レートの変動の影響を受けます。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

お申込の際は、販売会社よりお渡しする最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。



■分配金に関する留意事項

◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払 われると、その金額相当分、1□当たりの純資産価格は下がります。

> 投資信託で分配金が 支払われるイメージ

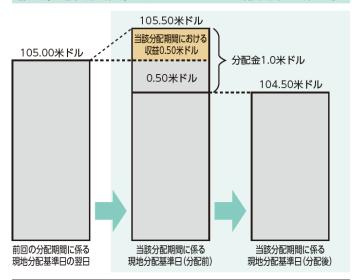


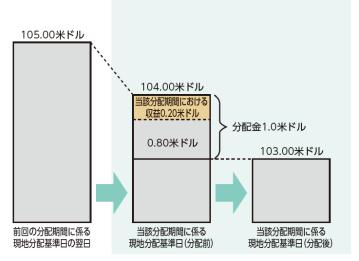
● 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る現地分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、現地分配基準日の翌日から次回の現地分配基準日までの期間をいいます。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合

前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



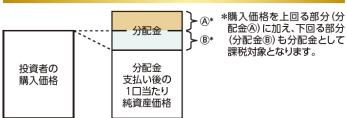


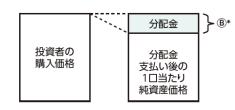
(注)当該分配期間に生じた収益以外から0.50米ドルを取り崩す

- |(注)当該分配期間に生じた収益以外から0.80米ドルを取り崩す
- ※ 分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。
 ※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。
 - 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合





(注)分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照ください。

お申込の際は、販売会社よりお渡しする最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

設	J	Ē	日	2016年11月16日
信	託	期	間	2163年12月1日まで
ファ	ァンド	営業	日	東京、ロンドン、ニューヨークの銀行の営業日およびニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所の営業日(土曜日、日曜日および毎年12月24日を除きます。)ならびに/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所におけるその他の日をいいます。
購	入	単	位	1口以上1口単位
購	入	価	額	各取引日に適用される受益証券1口当たり純資産価格
購	入	代	金	申込日*から起算して5国内営業日目までに申込金額を支払うものとします。
購	入の日	申込其	月間	2021年6月1日から2022年5月31日まで。(期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換	金	単	位	1口以上1口単位
換	金	価	額	買戻日に適用される受益証券1口当たり純資産価格
換	換 金 代 金 原則として、申込日*から起算して7国内営業日目以降に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われます。			
計	算,	期間	末	毎年11月30日
収	益	分	配	年12回(毎月12日。取引日ではない場合は翌取引日)の分配宣 言日に分配方針に従い、分配を決定します。 ただし、管理会社の裁量で収益の分配を行わない場合があります。
課	税	関	係	ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
* ji	*通常、「申込日」の翌国内営業日が国内約定日となり、購入または換金の注文の成立を、			

日本における販売会社が確認する日となります。

■ファンドの関係法人(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)				
管 理 会 社	管 理 会 社 クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド			
受 託 会 社 エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド				
報酬代行会社	クレディ・スイス・インターナショナル			
管理事務代行会社 / 保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー			
投資運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社			
日本における販売会社	株式会社三井住友銀行			

投資信託に関する留意点

- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは三井住友銀行本支店等にご用意しています。
- 投資信託のご購入、換金にあたって円貨から外貨または外貨から円貨へ転換の際は、為替 手数料が上記の各種手数料等とは別にかかります。購入時と換金時の適用為替相場には 差があるため、為替相場に変動がない場合でも、換金時の円貨額が購入時の円貨額を下 回る場合があります。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。

代 行 協 会 員 クレディ・スイス証券株式会社

- 外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要です。
- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせく ださい。
- 当行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当行は販売会社であり、投資信託の設定は管理会社が行います。

■ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

投資者が直接的に負担する費用

睫 1 吐 千 粉 蚁

購入時の申込手数料はかかりません。 ※ただし、報酬代行会社から日本における販売会社に対して当初の 購入価額に対して2.00%が支払われます。

購入時手数料

なお、上記の日本における販売会社に支払われる金額は、ファンドの 保有期間中に発生する販売管理報酬および途中換金時にかかる条件付後払い販売手数料をもって、受益者が実質的に負担することに なります。

買戻時に買戻代金から以下の条件付後払い販売手数料が差し引かれ、報酬代行会社に対して支払われます。条件付後払い販売手数料は、購入時の価格に以下の料率をかけて算出されます。

換金(買戻し) 手 数 料 (条件付後払い 販売手数料)

保有期間	条件付後払い販売手数料
1年以内	2.00%
1年超2年以内	1.60%
2年超3年以内	1.20%
3年超4年以内	0.80%
4年超5年以内	0.40%
5年超	0.00%

※繰上償還が決定した場合においても、換金時には条件付後払い 販売手数料がかかります。

保有期間は、ご購入日が属する月の翌月1日から算出が始まります。 条件付後払い販売手数料は、購入時の商品説明または商品情報 の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が途 中換金時に報酬代行会社に対して支払います。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

純資産総額の最大年率1.245%
(注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、
純資産総額によっては上回ることがあります。
 投資対象とする
投資信託証券
 投資対象とする投資信託証券で発生する費用を含めた、ファンドの

実質的な費用す

投資対象とする投資信託証券で発生する資用を含めた、プアントの 資産から支払われる実質的な費用は<u>最大年率1.635%程度</u>となり ます。

(注) 管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、 純資産総額によっては上回ることがあります。

その他の費用・手 数 料

上記の報酬のほか、設立費用、監査報酬、目論見書の印刷費用、 信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。「その他の 費用」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に 料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

重要な注意事項

●当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。●当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。●当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。●投資信託は、値動きのある証券(外国証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。●投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。●当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書(交付目論見書)と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)が優先します。投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。

お申込の際は、販売会社よりお渡しする最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込



株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号 加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ■投資運用会社



三井住友DSアセットマネジメント

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会
一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

作成基準日:2021年6月30日